

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
構造計算適合性任意判定業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この構造計算適合性任意判定業務規程（以下「任意規程」という。）は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「財団」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算が適正に行われているかどうかを判定する構造計算適合性任意判定（以下「任意判定」という。）の業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定は、新たに建築される建築物又は建築物の部分に対して実施する。

2 判定にあたっては、法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針に基づき審査を行う。

(業務規程の準用)

第3条 判定業務は、任意規定に定める条項に反しない限り、財団が兵庫県知事から認可を受けた最新の構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に準じて行うこととする。

2 判定業務の契約は、任意判定業務約款に基づく契約によるものとする。

3 判定に用いる様式は別記様式を用いるものとする。

(判定手数料)

第4条 判定の手数料は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 本規定の各条項の解釈について疑義が生じた事項又は本規定に定めのない事項がある場合は、財団及び申請者が協議のうえ決定する。

(附則)

この任意規定は、当面の間以下の建築物又は建築物の部分に適用するものとする。

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定に係る建築物又は建築物の部分
2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定に係る建築物又は建築物の部分
3. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく認定に係る建築物

又は建築物の部分

4. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定に係る建築物又は建築物の部分
5. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定に係る建築物又は建築物の部分
6. 建築基準法に基づく建築物の仮使用の認定に係る建築物又は建築物の部分
7. 前各号に掲げる建築物のほか、法の運用に関する技術的助言等において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分
8. その他、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関から判定の依頼のあった建築物又は建築物の部分で、理事長が必要と認めるもの

(附則)

この任意規定は、平成29年3月13日から施行する。

(附則)

この任意規定は、平成29年6月19日から施行する。

(附則)

この任意規定は、平成31年1月18日から施行する。

(附則)

この任意規定は、令和元年10月1日から施行する。

別表（構造計算適合性任意判定手数料）

一の建築物につき構造計算適合性任意判定にかかる部分の床面積毎に下記の額とし、複数等ある場合は判定対象床面積毎の手数料の合計とする。

(消費税込)

建築物毎の 判定対象床面積	指定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
1,000 m ² 以内のもの	126,500円	183,700円
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	150,700円	236,500円
2,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	166,100円	272,800円
10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	210,100円	356,400円
50,000 m ² を超えるもの	355,300円	649,000円